

議員提出第三号議案

社会資本整備を戦略的かつ計画的に進めるために必要な措置を求める意見書

道路や河川、砂防、港湾、下水道などの社会資本は、現在及び未来の国土・地域を形づくる礎であり、国民の生活や社会・経済活動を支える基盤である。

国においては、国際競争力の強化等による経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成が図られるべきことを基本理念とし、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に実施するため、平成十五年に社会資本整備重点計画法が制定され、以後四次にわたる社会資本整備重点計画が策定され、これらに基づき計画的に社会資本の整備が推進されてきた。

第四次社会資本整備重点計画（平成二十七年次から令和二年度）においては、多様な災害が頻発する脆弱国土であるとの認識のもと、防災・減災、国土強靱化等の新たな枠組みや制度を踏まえつつ、災害リスクを低減するためのハード・ソフトの総合的・効果的な対策が取られている。

そのような中、平成二十八年の熊本地震をはじめとする巨大地震の発生や、令和元年台風十九号など頻発化・激甚化する自然災害から国民の生命と財産を守るため、防災・減災、国土強靱化への強力な対策を計画的かつ重点的に推進するとともに、戦略的なインフラ老朽化対策等を推進する必要がある。

さらに、東京オリンピック・パラリンピック後も持続的な経済成長を確保するとともに、地方創生をさらに加速し、新たな令和の時代にふさわしい豊かで暮らしやすい地域社会を実現するため、生産性の向上や民間投資の誘発等のストック効果が高い社会資本整備の戦略的な推進、通学路等における交通安全対策等により、誰もが安心して暮らせる住生活環境の整備等に取り組む必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、公共事業予算の安定的かつ持続的な総額確保を図るとともに、社会資本整備の実効性を高めるために、次の事項について実現されるよう強く要望する。

- 一 地方の社会資本整備を着実に推進するため、公共事業予算の安定的かつ持続的な総額を確保するとともに、地方財政措置を的確に行うこと。
- 二 地方が中長期にわたり、戦略的かつ計画的に防災・減災、国土強靱化や老朽化対策等を推進できるよう、次期社会資本整備重点計画に各施策に必要な投資規模等を明示すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年三月二十七日

大分県議会議長 麻生 栄 作

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
国土交通大臣	赤羽一嘉殿